

◎法務委員会

| 回数 | 年月日 (曜日) | 議事内容 |
|----|------------------|--|
| 1 | 平成5年11月2日 (火) | <p>理事の補欠選任を行った。</p> <p>検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>法務行政に対する基本姿勢に関する件、出入国管理行政に関する件、法律の現代語化問題に関する件、司法修習制度に関する件、ゼネコン疑惑の解明に関する件、非嫡出子の相続問題に関する件、狭山事件に関する件、外国法事務弁護士問題に関する件、脳死に関する件、再審開始決定の迅速化に関する件について三ヶ月法務大臣、政府委員、最高裁判所、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。</p> <p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号) (衆議院送付)</p> <p>検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について三ヶ月法務大臣から趣旨説明を聴いた。</p> |
| 2 | 平成5年11月4日 (木) | <p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一三三号) (衆議院送付)</p> <p>検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一四号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。</p> <p>閣法第一三三号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新生 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 無</p> |

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 3 | | |
| <p>平成6年1月27日 (木)</p> | <p>平成5年12月15日 (水)</p> | |
| <p>請願第一六二号外二六件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第三号外一九一件を審査した。</p> | <p>都合により取りやめとなった。</p> | <p>閣法第一四号 賛成会派 自社、公、新生 反対会派 なし 欠席会派 無</p> |

○内閣提出法律案（二件）

| 14 | 13 | 号番 | |
|--------------------------|--------------------------|------|-----|
| 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 | 件名 | |
| 〃 | 衆 | 院議先 | |
| 一〇二六 | 一〇二五 | 月提出日 | |
| 一〇二六 （手） | 一〇二五 （手） | 付託 | 委員会 |
| 可決 二、四 | 可決 一、四 | 議決 | 委員会 |
| 可決 二、五 | 可決 二、五 | 議決 | 本院議 |
| 一〇二六 | 一〇二五 | 付託 | 委員会 |
| 可決 一〇二七 | 可決 一〇二七 | 議決 | 委員会 |
| 可決 一〇二八 | 可決 一〇二八 | 議決 | 本院議 |
| | | 備考 | |

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一三三号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の設定を行うとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成五年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、その例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、給与改

定早期実施の必要性、期末手当支給割合の引き下げが給与改定率に及ぼす影響、裁判官、検察官の給与改定の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一四号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の設定を行うとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成五年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告
前ページ参照